

甲府市子どもの権利擁護委員 令和7（2025）年度活動報告書



甲府市子どもの権利擁護委員

1 はじめに

「子どもの権利擁護委員として」

子どもの権利擁護委員代表
亀 山 倫 世

本市において令和2年3月に「甲府市子ども未来応援条例」が制定されてから、6年が経過いたしました。本条例は、子どもの権利の尊重、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見の尊重、並びに子どもにとっての最善の利益の考慮などを基本理念として掲げています。そして、同条例に基づき、子どもの権利が侵害されている場合に、市から独立した立場で相談・救済を行う機関として「子どもの権利擁護委員」が設置されています。

子どもの権利擁護委員の相談窓口である「あおぞら」に寄せられる相談件数は増加傾向にあり、その内容は家庭や学校生活、進路、不登校に関する悩みに加え、友人関係や自己に対する不安など多岐にわたり、複雑化したものも散見されます。相談主体は子ども本人に限らず、保護者、学校関係者、支援関係者等様々です。

私が委員を拝命して3年ほどになりますが、相談の中には1回の対応で解決に至るものもあれば、どこから手をつけるべきか判断に苦慮する事案や長期間にわたって継続的な対応を要する事案も少なくありません。時に子どもの気持ちや権利が十分に尊重されていないのではないかと考えられるケースに直面することもあります。

これらの相談に対し、「子どもの権利擁護委員」は、定期的にケース検討会を開催しながら、一つひとつの相談に真摯に向き合い、子どもの思いに寄り添い、子どもの最善の利益実現に向けて議論を重ね、対応しております。委員として、あの対応はよかったのか、より積極的に介入した方がよかったのではないかと、他にやれることはあったのではないかと等の悩みは尽きませんが、一人でも多くの子どもが救われるようにこれからも真摯に向き合い続けたいと思います。

「子どもの権利擁護委員」は、子どもが安心して相談できる窓口であり、寄せられた声に寄り添いながら、子どもとともに考え、子ども自身が課題の解決に向けて主体的にかかわることができるように支援する機関です。そのため、子どもが気軽に相談できる窓口として環境を整備するとともに、より多くの子どもたちやその関係者に認識されるようさらなる周知を図っていくことも重要です。また、権利救済機関としての役割をより効果的に果たすことができるよう、より積極的な相談対応、調整活動を行うことも必要だ

と感じているところです。

関係機関の皆様との連携を強化し、ご理解をいただきながら、権利救済機関としてさらなる充実と発展を目指してまいります。

引き続き、子どもの権利が尊重される社会の実現が図られるよう、関係者の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜



氏 名：^{かめやま} 亀山 ^{みちよ} 倫世
現 職：弁護士
学 歴：神戸大学法科大学院
経 歴：山梨県弁護士会子どもの権利擁護委員
日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員
甲府市子どもの権利擁護代表委員
(令和5年7月～)

「子どもの権利擁護委員としての活動」 2期6年を振り返って

子どもの権利擁護委員
黒田浩司

私は、令和2年に甲府市の子どもの権利擁護委員を拝命し、6年間この役割を務めさせていただいた。6年前は新型コロナウイルス禍の大混乱の中にあり、繰り返される緊急事態宣言・様々のイベントの中止や延期・社会的接触がなるべく抑制される新しい対人関係の様式が試みられていた。普通に保育園・幼稚園・学校に通うことも制限され、普通に遊ぶこともままならず、さまざまなコミュニケーションや社会的交流が抑制されていた。人間は多様で豊かな社会的交流を経験することで心理的・社会的に発達する生き物なので、このような抑制的な状況によって子どもの心理的発達にも大きな影響が出るのではと、警鐘を鳴らす専門家もいました。6年たってみて感じるのは確かにそういった影響は多少あるかもしれないが、子どもたちも子どもを取り巻く様々な関係者も、新しい制限・抑制の中で新しい解決法や行動を身に着け自分らしく生きる工夫を身に着けた側面も多かったのではないかと感じています。子どもたちは自分の意見や考えを尊重して自分らしく生きることができるような力をもともと有しているのだと再認識しました。

普段カウンセリングの場面で会う子どもや若者は、何らかの事情により自分の考えが少しわからなくなっていることや、本当の自分ではない行動・表現になっていることをカウンセラーはしばしば体験します。年齢を重ね、人生の先に行っている（つमりの）ものとしては、そういった子どもに「未熟だから」と、正論を言って聞かせたくなること、導きたくなる人が多いようです。しかし、そこを少し待ち、その子ども・若者がそうになっているにはそれなりの理由や過去のいきさつがあるのだらうと考え、その子どもの考えていることをじっくり聞かせてもらおうと、新たな展開が生じてきます。「そうになってしまう背景やそうならざるを得ない状況」が聞いていくうちに解き明かされることもありますし、子ども自身が話をしてゆく中で、問題に対する自分の考えや工夫を深めて成長してゆくこと、そして結果として周りも納得できる解決策につながっていく場合が多いような気がしています。大人はむしろ、なるべく余計なことをしないで子どもの本来の力が発現してくることを静かに待つことが肝要に思いますし、臨床心理学におけるさまざまなカウンセリング・心理療法の基本原則につながると感じています。焦らず時間をかけること、時間がかかるものであると思うこと、難しいですが重要なことは、あせらずじっくりと時間をかけて一緒に考えることであらうと思います。

子どもの権利擁護委員の活動としては、子どもの話をじっくり聞けるよう

な体制づくりにも心がけてきました。まずは、子どもや子どもに関連するみなさんの声が関係者に届くような体制を整えること、あおぞらの周知カードや SNS を通じて相談について周知することはそのようなことを目的としています。関係機関の連携をよりはかり、より円滑な協力協働体制を整えることが市の担当及び関連する部局で行われました。ここには権利擁護委員をサポートしてくださる甲府市の職員の方々の尽力があつてなされたことであることを特に記しておきたいと思います。あおぞらの相談件数が着実に増えており、大人がより子どもの成長に寄り添える体制を整えるための努力が繰り返されています。

子どもの権利擁護活動の今後の課題としては、相談者に占める子どもの割合がまだ少ないことです。子どもは未熟であるので、相談の仕方がわからない、相談したら何をしてもらえるかわからない、だから周りのより年長の方がそこはサポートしなければならないという側面はあると思います。しかし、もっと子どもが権利擁護の様々な体制・機関にアクセスしやすくなることや、その体験を通じて自らの権利をより意識してもらえるためにはどのようにしたらよいのか、最近をよく考えています。

〜〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜



氏 名：黒田 浩司

現 職：山梨英和大学教授

学 歴：慶應義塾大学大学院

経 歴：高校スクールカウンセラー

大学学生相談センターカウンセラー

病院の精神神経科・

開業カウンセリングルームの臨床心理士

山梨英和大学心理臨床センター長

山梨県再犯防止推進計画策定委員長

甲府市子ども権利擁護委員（令和2年7月～）

「ゆっくり休もうー子どもの権利ー」

子どもの権利擁護委員
林 知 然

甲府市子どもの権利擁護委員として活動している林と申します。大学で教員の仕事や、児童養護施設でソーシャルワーカーなどをしています。今回は、子どもが「ゆっくり休む」権利について書きたいと思います。

みなさんは、「習いごと」をしていますか。野球やサッカー、スイミング、ピアノ、学習塾などさまざまな習いごとがあり、学校とは異なる経験や新たな交友関係ができるだろうと思います。この「習いごと」は、みなさんが希望をしてはじめたことですか。それとも親などおとなから勧められてはじめましたか。本当はやりたくないと感じていませんか。みなさんが希望をしてはじめた場合や、おとなから勧められて開始した場合であっても、みなさんが前向きに取り組んでいれば問題はないかもしれません。ただ、おとなから「あなたのためだから」などと言われ、強制的にさせられている習いごとであれば問題です。このような強制的な教育について、武田氏は新しい虐待のタイプとして「教育虐待」と定義しています。

また、もしかしたら「習いごと」だけではなく、家族の世話や手伝いをたくさんしなくてはいけない状況も、「ゆっくり休む」権利を奪うことになっているかもしれません。いつもみなさんが家族の食事を作らなければいけない状況や、障がいや病気がある家族やきょうだいの世話をしなければならない状態では、ゆっくり休めないですね。

子どもの権利条約第 31 条には、「子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的な生活および芸術に自由に参加する権利」があると書かれています。

忙しいことは悪いことではありません。ただ同時に、「何もしない」ことも大事にされるべきです。おとなもそうですが、みなさんにも日々いろんなことがあって、ひと息つきたいことはありますよね。また習いごとや家事、お世話だらけで窮屈になり、家族と会話をする時間が減る、友だちと遊ぶ時間がなくなることにもなりかねません。必要な睡眠時間が得られなかったりしたら、健康にも影響が出ます。

ぜひ誰かに相談したい、話を聞いて欲しい、自分の現状を知って欲しいと思ったら、家族や友人、学校の先生などに相談してみてください。また相談

した相手が上手に聞いてくれなくても、諦めないで次の人にも相談してみてください。もしかしたら甲府市「あおぞら」を相談先の選択肢のひとつに加えて、電話やメールをしてみるのもよいかもしれません。

参考引用文献

武田信子（2021）『やりすぎ教育 商品化する子どもたち』

〜〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜〜



氏 名：林 ^{はやし} 知然 ^{ともりの}

現 職：山梨県立大学講師

学 歴：東洋大学大学院

経 歴：児童養護施設東京家庭学校

本園統括主任・家庭支援専門相談員

東京都社会福祉協議会児童部会

子どもの権利擁護委員会委員

八王子児童相談所フォスタリング機関

里親委託等推進委員会

里親委託等推進委員会委員

甲府市子どもの権利擁護委員（令和5年7月～）

令和7（2025）年度甲府市子どもの権利擁護委員活動報告 目次

1 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
「子どもの権利擁護委員として」 亀山代表委員	
「子どもの権利擁護委員としての活動 2期6年を振り返って」 黒田委員	
「ゆっくり休もうー子どもの権利ー」 林委員	
2 甲府市子どもの権利擁護委員制度の概要	
（1）制度の成り立ちや目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
（2）委員の構成	
（3）子どもの権利擁護委員会議・ケース検討会 ・・・・・・・・	10
（4）相談体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
（5）相談の対象者	
（6）相談方法	
（7）相談日及び相談時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3 「子ども・青少年総合相談センター あおぞら」活動状況	
（1）相談の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	13
（2）相談対応の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
（3）相談対象者の性別・所属 ・・・・・・・・・・・・・・・・	18
（4）相談の種別 ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
（5）曜日、時間帯による対応状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4 申立て・発意について	
（1）申立案件 ・・・・・・・・・・・・・・・・	23
（2）発意案件	
5 広報について	
（1）「あおぞら」周知用カード ・・・・・・・・・・・・・・・・	24
（2）子どものためのお悩み相談フォームの開設について・・・・・・・・	25
（3）ヤングケアラーデジタルハンドブックの配信委について・・・・・・・・	26
（4）中学校への定期訪問について・・・・・・・・・・・・・・・・	27
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	28
甲府市子ども応援未来条例	
甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則	

2 甲府市子どもの権利擁護委員制度の概要

(1) 制度の成り立ちや目的

甲府市では、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の実現に向け挑戦できるよう、市全体で子どもの権利を尊重し、互いに連携・協働しながら、子どもの成長を応援することで、こどもが輝くまちの実現を目指し、令和2年3月に、「甲府市子ども未来応援条例」を制定しました。

この条例では、子どもの権利が侵害されている場合、あるいは侵害されたと見なされている場合の相談・救済に関して規定しており、子どもをいじめや暴力等の権利の侵害から守るため、行政からの独立性が確保された新たな機関として「甲府市子どもの権利擁護委員」の設置を規定しています。

甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）は、公平・中立的な立場で、家庭・学校・地域社会などさまざまな場面において、いじめや暴力、不合理な処分などの子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、子どもの権利の侵害を救済するとともに、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう、関係者と協力して子どもに対して支援するよう取り組みます。

(2) 委員の構成

甲府市子ども未来応援条例では、甲府市の附属機関として「甲府市子どもの権利擁護委員」を設置することとしており、権利擁護委員の定数は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者で3名以内としています。

任期は3年間と定められ、令和5年7月から新たに3名の権利擁護委員が就任しました。

なお、市は、権利擁護委員を補佐するため相談及び調査の専門員を置くこととしています。

令和7年度 甲府市子どもの権利擁護委員

氏名	所属等	任期
亀山 倫世 (代表委員)	弁護士 山梨県弁護士会子どもの権利 委員会	令和5年7月～
黒田 浩司	臨床心理士 山梨英和大学教授	令和2年7月～
林 知然	社会福祉士 山梨県立大学講師	令和5年7月～

令和5年7月 委嘱式の様子



甲府市子どもの権利擁護委員（令和5年7月1日時点）



左から 林知然委員、黒田浩司委員、亀山倫世代表委員

（3）子どもの権利擁護委員会議・ケース検討会

・子どもの権利擁護委員会議

委員運営や啓発活動など全体で合議が必要な協議のため開催

令和7年10月 令和7年度第1回会議

令和8年 3月 令和7年度第2回会議

・ケース検討会

個別ケースの対応方針について検討を行うため開催

令和7年 5月 第10回ケース検討会

令和7年 7月 第11回ケース検討会

令和7年 9月 第12回ケース検討会

令和7年10月 第13回ケース検討会

令和8年 1月 第14回ケース検討会

令和8年 3月 第15回ケース検討会

(4) 相談体制

甲府市子どもの権利擁護委員制度の相談窓口としては、市の「子ども・青少年総合相談センター あおぞら」に専門員を配置し、子どもや保護者、関係者からの相談を受け付けています。相談は、フリーダイヤルなどの電話や、来庁してもらい直接お話を聴く面談、メール及びホームページ上の相談フォームからの相談方法があります。専門員が丁寧にお話を聴き、一緒に考えていきます。

相談の内容により、子どもの権利侵害が疑われる場合などには、子どもの権利擁護委員との面談につなぎ、解決に向けた対応を行います。

「あおぞら」は、子ども自ら、また保護者が気軽に安心して自分の思いを話すことができる場所となれるよう心がけています。

(5) 相談の対象者

- ・ 甲府市に在住、在学、在勤その他市内で活動をする 18 歳未満の全ての子ども。(これらの者と同様に対象としてふさわしいと認められる者を含む)
- ・ 保護者や子どもに関わりのある方

(6) 相談方法

子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」が、次の方法で相談を受け付けています。

- ・ 電話 フリーダイヤル 0120-743-011
 直通電話 055-221-3011
- ・ 面談 甲府市役所本庁舎 3 階 6 番窓口
 子ども未来部子ども未来総室子育て支援課
 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」
 甲府市丸の内 1 丁目 18 番 1 号
- ・ メール aozora@city.kofu.lg.jp
- ・ 相談フォーム

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/jidoikuse/kodomosodanform.html>

または「甲府市子ども相談フォーム」で web 検索



(7) 相談日及び相談時間

電話、来庁による相談は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始：12月28日から1月3日を除く）の8：30～17：15となっています。

メールや、ホームページ相談フォームからの相談は、24時間受付をしていますが、時間帯によって回答に時間を要する場合があります。

3 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」活動状況

令和5年3月まで、青少年相談・子どもの権利擁護に関する相談窓口は西庁舎の青少年相談室が担っていました。令和5年4月からは、これまでの青少年相談・子どもの権利擁護に新たにヤングケアラーに関する相談窓口の役割を加え、子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」として、甲府市役所本庁舎3階に開設しています。

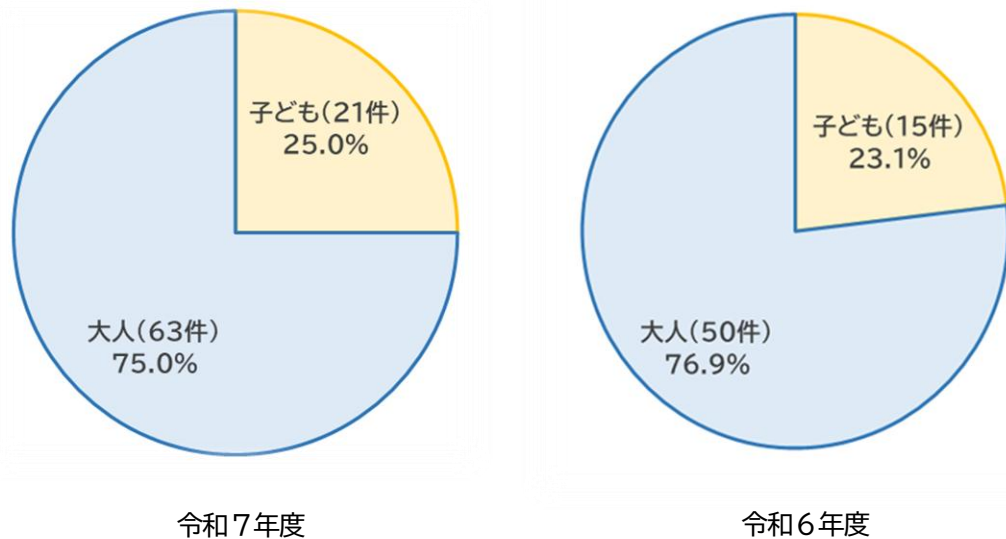
令和7年度の子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」に寄せられた新規相談件数は、ヤングケアラー相談も含め104件で、子どもの権利擁護・青少年相談は84件でした。子どもの権利擁護・青少年相談は、令和6年度に比べ3割ほど相談件数は増加しました。

(1) 相談の受付状況

令和7年度は、子どもから21件、おとなから63件の合計84件の新規相談がありました。令和6年度と比べ相談件数は増加していますが、相談者の割合は、子どもが25.0%でした。子どもからの相談割合は、令和4年度13.0%、令和5年度16.7%、令和6年度23.1%と増加傾向ではありますが、多くの相談はおとなから寄せられていて、子どもからの相談が少ない傾向にあります。

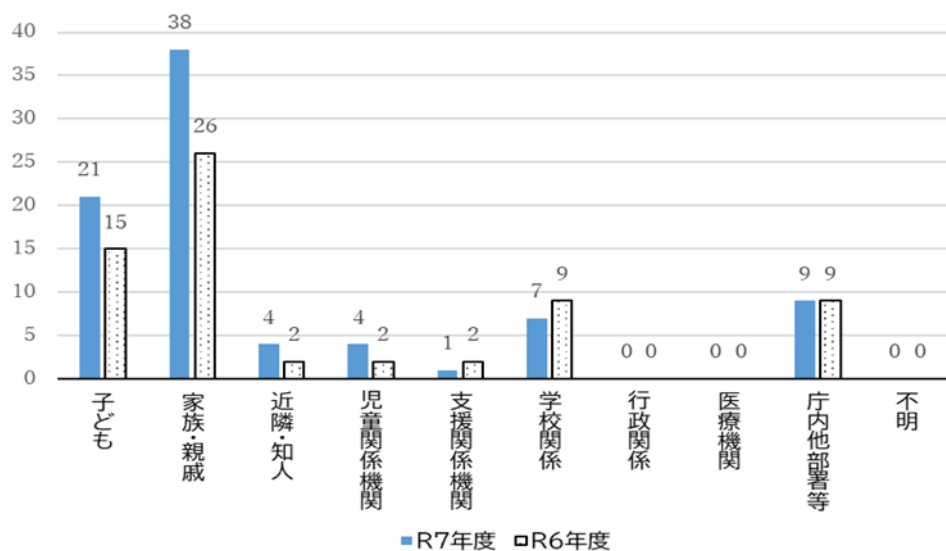
子どもからの相談については、子どもの権利擁護・青少年相談の相談窓口である「あおぞら」の周知カードを市内の小学校高学年、中学生、高校生への配布、令和6年3月にはホームページ上に相談フォームを開設するなど相談機会の拡充に取り組みました。新たに、令和6年5月に相談窓口である「あおぞら」や相談フォームのQRコードを掲載した「ヤングケアラーデジタルハンドブック」を発行し、甲府市立小中学校の児童・生徒が、学校で使用している一人一台タブレット端末に配信を行い、さらなる周知を行いました。令和7年10月には、「ヤングケアラーデジタルハンドブック」の改訂版を配信しました。

新規相談者件数



新規相談者の内訳については、子どもの保護者をはじめ家族からの相談が38件で、全体の相談の約45.2%を占めています。子どもからの相談21件を合わせると59件の相談件数となり、約7割が本人・家族からの相談でした。その他、庁内他部局から9件、学校関係から7件等となっています。

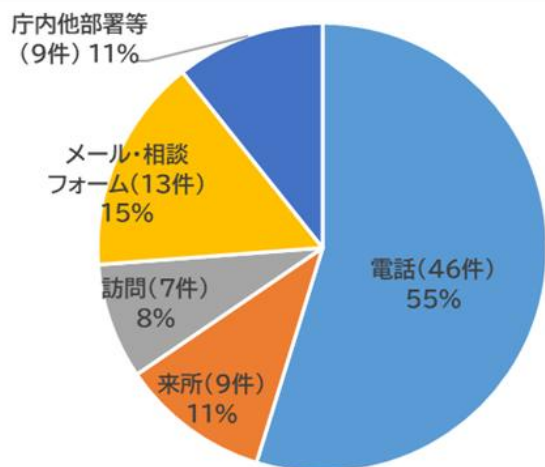
初回相談者内訳



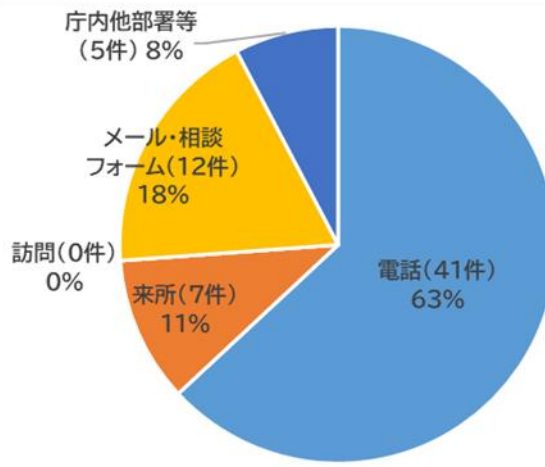
新規相談の相談手段については、電話が46件と最も多く、来所での面談が9件、メール・相談フォームが13件、その他（庁内他部局からの相談等）が9件でした。電話による相談が約半数で割合は減少しましたが、前年と同様の傾向となっています。

訪問の7件については、中学校への定期訪問で受け付けた相談を計上しました。

相談手段(新規相談)



令和7年度

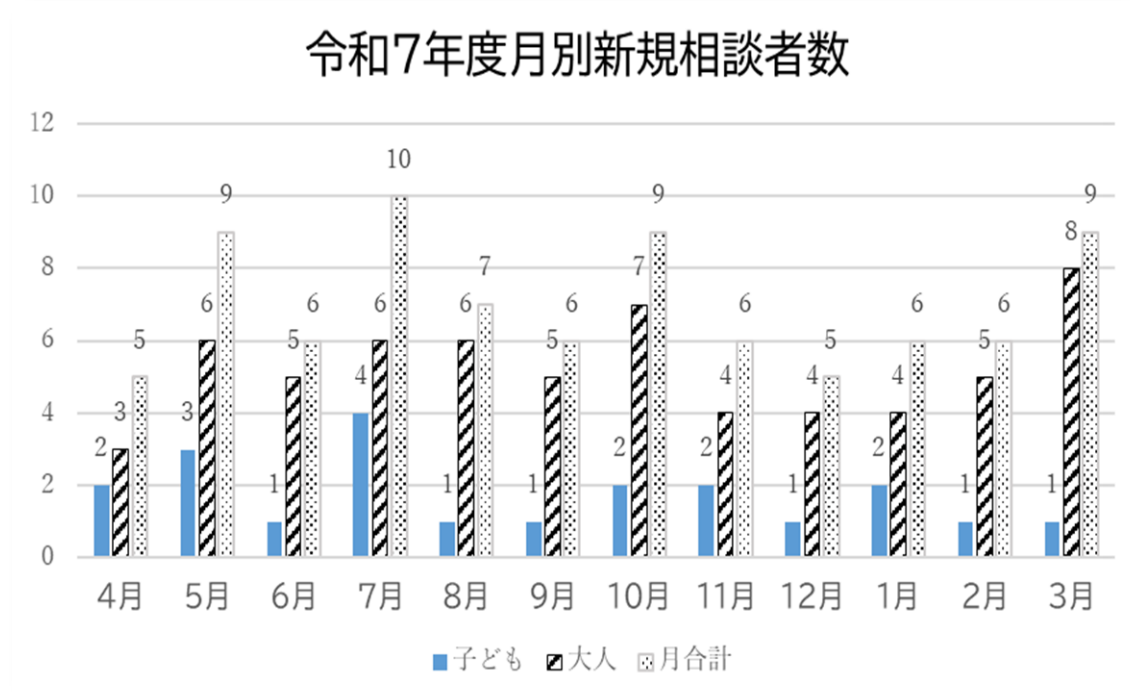


令和6年度

月別の相談件数については、4月、12月の5件が最小で、7月の10件が最多となっています。子どもからの相談は、月に1～2件のとなっていますが、夏休み前半の7月が最多の4件となっており、内3件は電話での相談でした。

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	2	3	1	4	1	1	2	2	1	2	1	1	21
大人	3	6	5	6	6	5	7	4	4	4	5	8	63
月別計	5	9	6	10	7	6	9	6	5	6	6	9	84

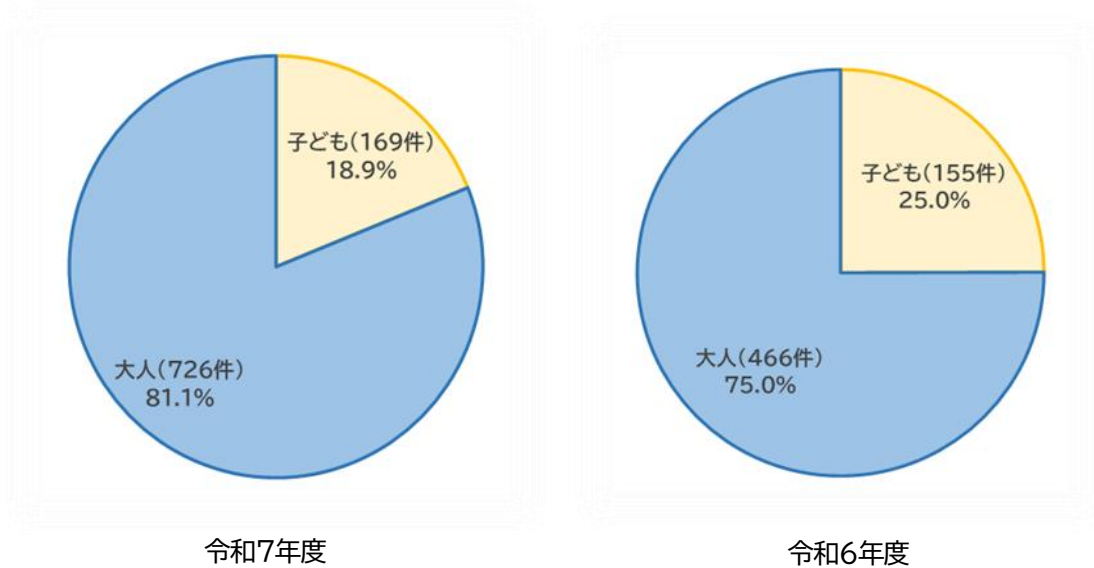
令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	1	1	0	3	3	3	1	0	2	0	0	1	15
大人	1	5	6	5	4	2	1	6	6	2	7	5	50
月別計	2	6	6	8	7	5	2	6	8	2	7	6	65



(2) 相談対応の状況

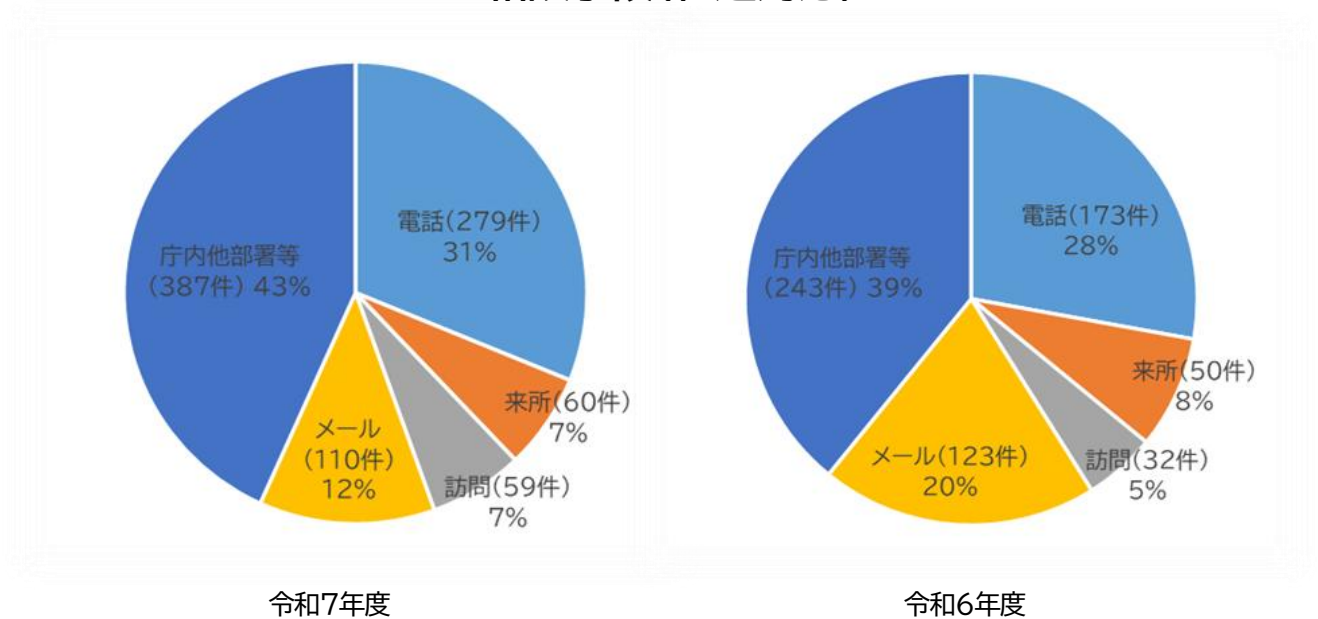
新規相談受付、その後の相談者や関係機関等とのやりとり、情報収集などの継続した対応の件数を表す相談対応は、子ども169件、おとな726件の合計895件で、令和6年度621件から約4割増加しました。令和5年度の363件、前年度の621件と継続相談を含む相談対応は大幅に増加しています。対応全体に占める子どもの割合は18.9%と減少しました。

相談対応の割合



相談対応の相談手段は、電話が279件、来所による面談が60件、訪問が59件、メールが110件、その他（庁内連携等）が387件で、昨年度と同様の傾向でした

相談手段(経過対応)



相談の継続回数については、1回の相談のみが37件、2～5回が50件、6～10回が9件、11～20回が4件、21回以上の対応を要した相談が10件でした。最多の継続対応回数は183回で、前年度からの継続対応を含め、21回以上の対象者は増加傾向にあります。（前年度からの継続対象者を含む）

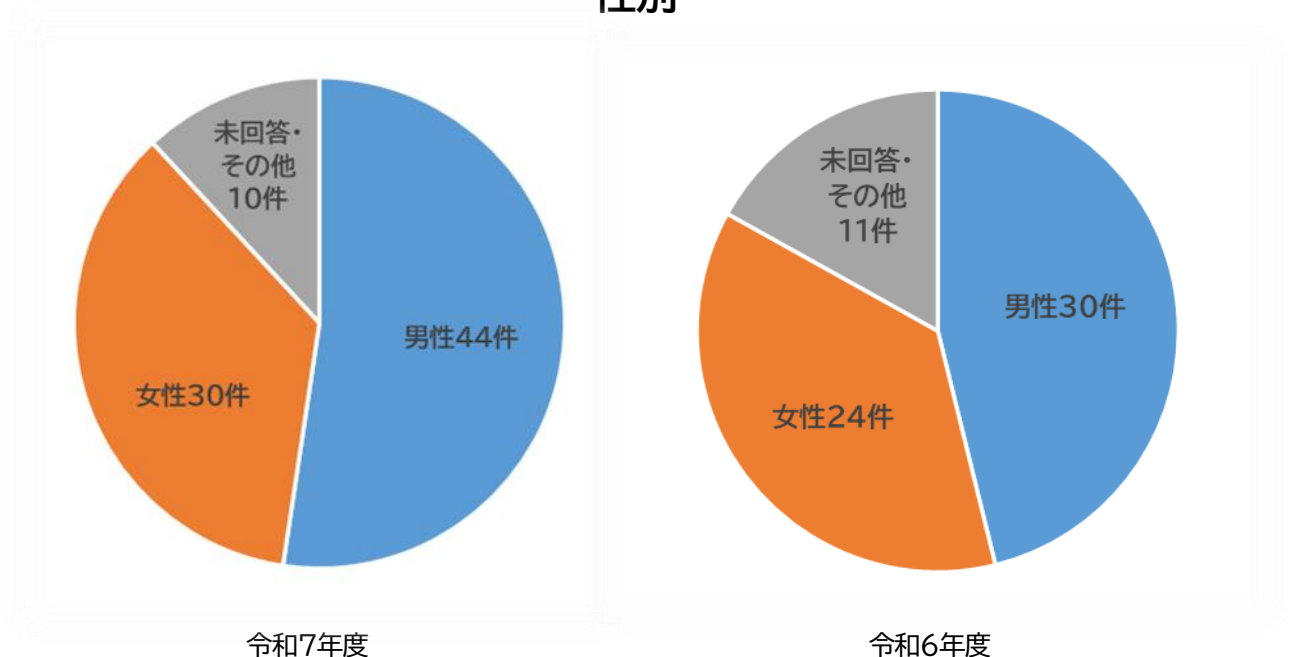
相談の継続回数

継続回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21回以上
令和7年度	37	50	9	4	10
令和6年度	18	26	12	11	6

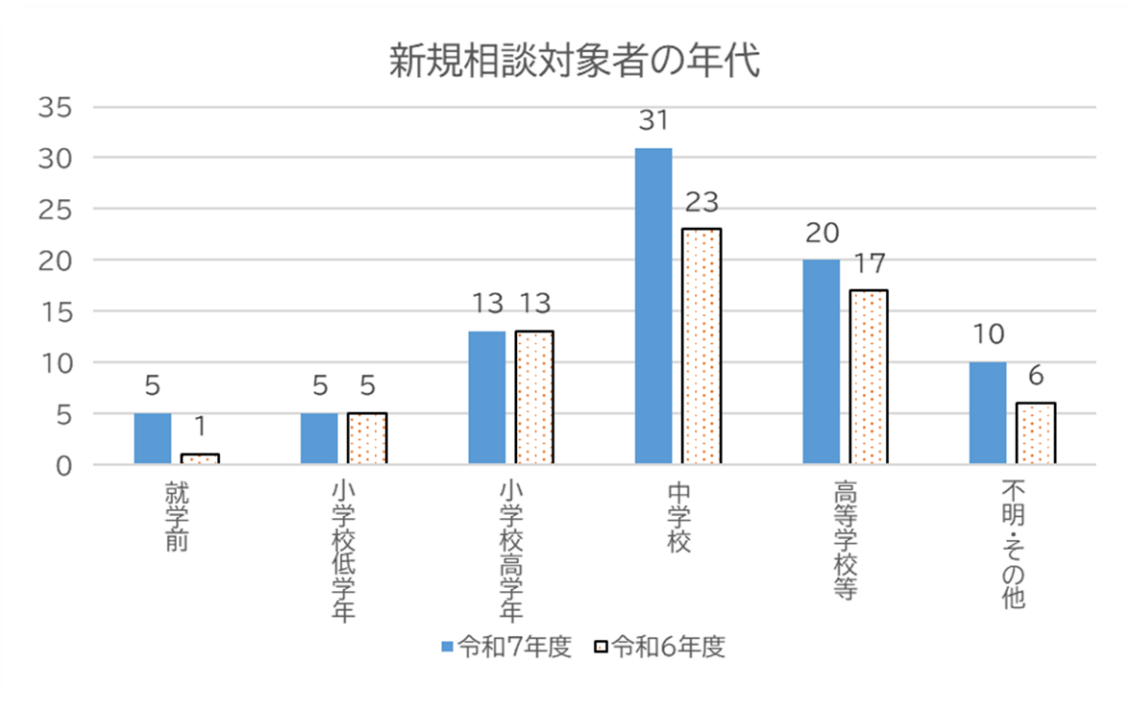
（3）相談対象者の性別・所属

令和7年度の84件のうち、男性44件、女性30件、未回答・その他10件でした。令和6年度は65件のうち、男性30件、女性24件とその他11件でした。相談フォーム等で受け付けた相談は匿名であることが多く、性別が未回答となります。

性別



年代別の相談対象者については、それぞれの年度で中学生の年代が多く、次いで高校生の年代で、中学生、高校生が対象者の約6割でした。小学生の相談は高学年の相談が多く、中学生を中心に、高校生、小学生高学年の年代が相談の対象者となっており、前年と比較しても傾向は大きく変わりませんでした。就学前の年代の相談が5件あり、前年度、前々年度の5倍となりました。



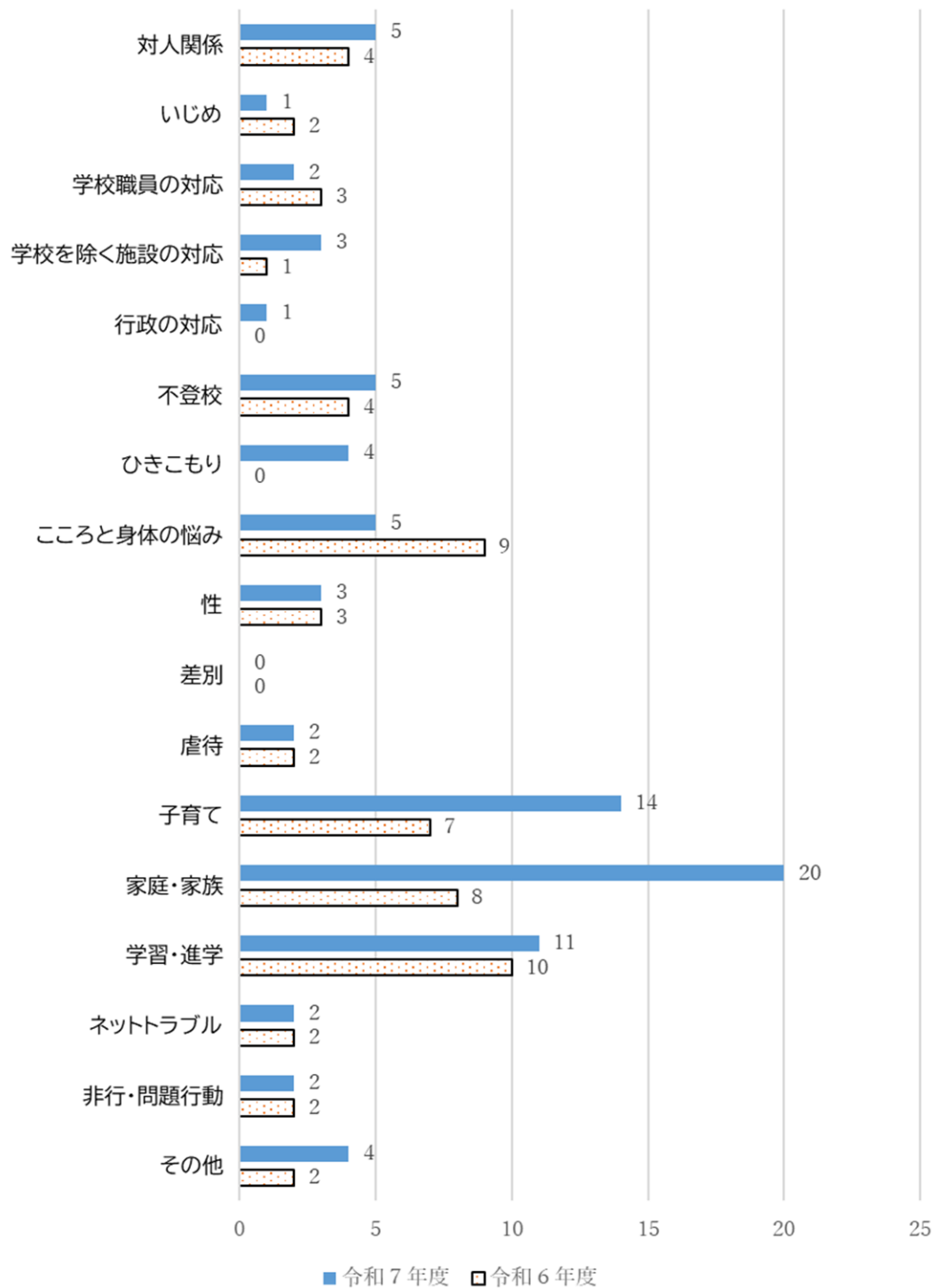
(4) 相談の種別

相談の種別については、令和7年度は「家庭・家族」に関する相談が最も多く20件（23.8%）でした。次に「子育て」が14件（16.7%）、「学習・進学」が11件（11.9%）でした。

令和6年度は「学習・進学」に関する相談が最も多く10件（15.4%）でした。次に「こころと身体の悩み」が9件（13.8%）、「家庭・家族」が8件（12.3%）でした。

令和7年度と令和6年度を比較すると、「家庭・家族」、「子育て」など家庭内に関わる相談が増加しました。全体的に増加もしくは前年並みでしたが、「こころと身体の悩み」に関する相談については、約4割減少しました。

相談種別



(5) 曜日、時間帯による対応状況

「あおぞら」での相談受付時間は、来庁や電話での相談は月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとなっています。

(祝日と12月29日から1月3日までは除く)窓口で受け付けしている時間帯以外は、メールやホームページ上の相談フォームからの相談を受け付けています。

曜日別相談件数については、メールや相談フォームからの受付状況も踏まえ、土日の項目を設けましたが、件数は2件(2.4%)でした。子どもからの相談は月曜日に7件と最も多くなりました。大人からの相談は水曜日が最多の21件でした。

曜日別相談件数

令和7年度		月	火	水	木	金	土日	合計
	子ども	7	4	5	1	2	2	21
	大人	10	9	21	11	12	0	63
	合計	17	13	26	12	14	2	84
令和6年度		月	火	水	木	金	土日	合計
	子ども	2	3	2	2	6		12
	大人	9	19	7	5	10		60
	合計	11	22	9	7	16		72

時間帯別の相談件数については、メールや相談フォームからの受付状況も踏まえ、時間外の時間帯の項目を設けました。子どもとおとないずれも午前10時からの時間帯の相談が最多となっています。放課後等の時間帯である16時以降の相談が、令和6年度の6件から、令和7年度は1件と減少しました。時間外の時間帯の相談については、子ども3件、大人1件でした。

時間帯別相談件数

令和7年度		10時以前	10時～	12時～	14時～	16時以降	時間外	合計
	子ども	5	7	1	4	1	3	21
	大人	15	17	9	12	9	1	63
	合計	20	24	10	16	10	4	84

令和6年度		10時以前	10時～	12時～	14時～	16時以降	時間外	合計
	子ども	2	3	2	2	6		15
	大人	6	20	5	8	11		50
	合計	8	23	7	10	17		65

4 申立て・発意について

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害に関わる救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行います。
(甲府市子ども未来応援条例第23条第2号)

(1) 申立案件

令和7年度は申立てがありませんでした。

(2) 発意案件

令和7年度は発意がありませんでした。

5 広報について

(1) 「あおぞら」周知用カード

令和6年2月に、市内の小学校（5年生、6年生）、中学校、高等学校に通っている児童・生徒に学校を通じて配布しました。

(表面)



(裏面)



(2) 子どものためのお悩み相談フォームの開設について

ひとりで抱えている悩みごとや困りごとを聞いてほしい子どもにとって、より相談しやすい手段を提供するため、令和6年3月、市公式ホームページに「子どものためのお悩み相談フォーム」を開設しました。

対象者は、甲府市に在住している、もしくは、市内の学校に通っている子どもとなっています。

「子どものためのお悩み相談フォーム」開設以降、令和7年度までに、子どもから19件の相談が寄せられました。

Q1 氏名(お名前)または ニックネーム(必須)	
Q2 メールアドレス(必須) ※入力されたメールアドレスに 返信します。	
Q3 お住いはどちらですか? わからない場合は次の質問に お進みください。	北新地区 ▼
Q4 学年(必須)	☐ 小学3年生以下 ☐ 小学4年生 ☐ 小学5年生 ☐ 小学6年生 ☐ 中学1年生 ☐ 中学2年生 ☐ 中学3年生 ☐ 高校1年生相当年齢 ☐ 高校2年生相当年齢 ☐ 高校3年生相当年齢
Q5 相談したいこと(必須)	
Q6 (参考)にうかがいます あなたが気軽にお話できる連 絡方法はどれですか?	☐ メール ☐ LINE ☐ X(旧:Twitter) ☐ Instagram ☐ その他
Q7 Q6で「その他」を選択し た方が気軽に連絡できる方法 はありますか?	

[送信確認](#) [リセット](#)

※甲府市ホームページから抜粋

(3) ヤングケアラーデジタルハンドブックの配信について

本来大人が担うとされる家事や家族のケアを過度に行っている「ヤングケアラー」について、子どもに理解を深めてもらい、自身や周囲の友達がヤングケアラーではないかと感じた際に、子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」へ気軽に相談してもらおうと、本市独自の「ヤングケアラーデジタルハンドブック」を作成しました。令和7年度に内容を一部改訂しました。

最終ページには子どもの権利・青少年、ヤングケアラーの相談窓口である「あおぞら」の連絡先や、「甲府市子どものための悩み相談フォーム」のQRコード等を掲載し、子どもへ相談窓口等の周知を図りました。

このハンドブックを直接子どもに届けるため、甲府市立小中学校の児童・生徒が学校で使用している一人一台タブレット端末に配信を行いました。

(表紙：1 ページ)

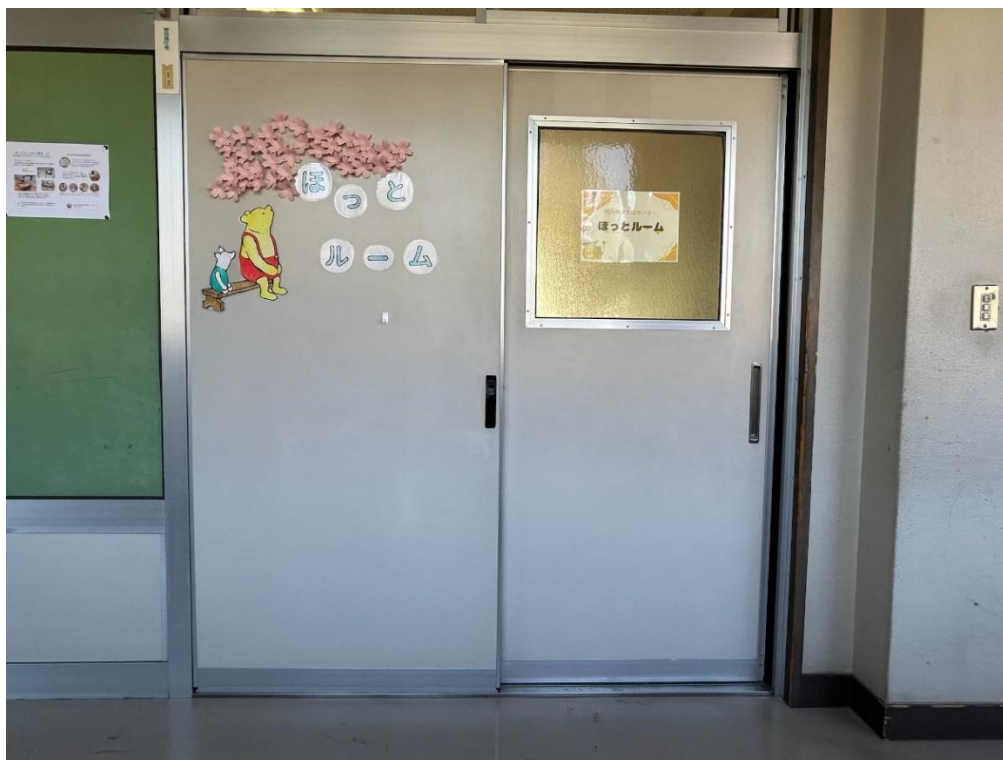


(最終ページ：小学生向け8 ページ、中高生向け6 ページ)



(4) 中学校への定期訪問について

令和7年11月から、甲府市立北中学校の校内教育支援センター「ほっとルーム」(学びたい時に生徒が学ぶことができる居場所)に、週1回の定期訪問を開始しました。中学校と情報を共有し、連携しながら子どもが抱える悩みなどの相談を受け付けています。



参考資料

- ・ 甲府市子ども未来応援条例
- ・ 甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

甲府市子ども未来応援条例

令和2年3月30日
条例第4号

目次

前文

第1章総則（第1条～第3条）

第2章市の責務と子ども応援者の役割（第4条～第10条）

第3章子ども未来応援施策の推進

第1節子どもが地域で育つ拠点づくり（第11条～第13条）

第2節子どもが健やかに成長できる体制づくり（第14条・第15条）

第3節子どもが未来を築く機会づくり（第16条～第18条）

第4節推進体制（第19条・第20条）

第4章子どもの相談・救済と権利支援体制の整備（第21条～第28条）

第5章雑則（第29条・第30条）

子どもは、自ら夢や希望に向かい、勇気を持って挑戦することを通じ、たくましさや優しさを養うとともに、多様な人々とかかわりを持ちながら、自分を大切にす
る心や他の人を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していくことが
大切です。

私たちは、子どもが健やかに育つために、子どもの権利を尊重し、互いに連携・
協働しながら、子どもの年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援してまい

ります。

この美しい自然に恵まれ、連綿と続く歴史や文化が培われ発展した魅力あふれるまち甲府を、子どもの権利を守り、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の実現に向け挑戦できる、こどもが輝くまちとするため、この条例を制定します。

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもがいきいきと自分らしく健やかに成長し、社会の一員として自立することを応援するための基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域団体及び子ども応援団体（以下「子ども応援者」と総称する。）の役割を明らかにするとともに、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の全ての者（これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする個人をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 子ども応援団体 子どもの育ちに関する活動を行う団体をいう。
- (8) 子ども未来応援施策 市と子ども応援者が連携・協働し実施する子どもの育ちに関する施策をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長し、自立するための応援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益について考慮すること。

(2) 子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、様々な体験や学習を通じて、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう取り組むこと。

(3) 市及び子ども応援者がそれぞれの責務又は役割を認識し、主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章市の責務と子ども応援者の役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、子どもの育ちに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有することを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を養う場であることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子ども自らが課題を見つけ、学び、判断し、及び行動する力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、社会的な影響力及び責任を認識し、市及び子ども応援者が実施する職場体験活動その他の子どもの育ちに関する活動に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第9条 地域団体は、地域のつながりを活かしながら、子どもの育成のために相互に協力し、子どもの健やかな育ちに関する活動の推進に努めるものとする。

(子ども応援団体の役割)

第10条 子ども応援団体は、その専門的な知識及び経験を活かし、子どもの育ちに関する活動を積極的に行うよう努めるものとする。

第3章子ども未来応援施策の推進

第1節子どもが地域で育つ拠点づくり

(居場所の整備及び施設の充実)

第11条 市は、子どもが安心して過ごすことができるよう、子どもの学習、相談、交流等に必要な居場所を整備するものとする。

2 市は、子どもの成長における様々な段階及び状況に応じた必要な施設の充実に

努めるものとする。

（子育て応援者の育成等）

第12条 市は、子どもの育ちを応援する担い手となる者（この条において「子育て応援者」という。）の育成に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策を実施するため、子育て応援者に係る登録制度を構築するものとする。

3 市は、子育て応援者が子どもの育ちに関する活動を継続的かつ安定的に実施できるよう、子ども応援団体の設立を支援するものとする。

（子ども応援団体への支援）

第13条 市は、子ども応援団体が行う子どもの育ちに関する活動を支援するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとする。

第2節子どもが健やかに成長できる体制づくり

（子どもの権利の侵害等への対応）

第14条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、子ども応援者及び関係機関と連携し、子どもの権利の侵害からの救済に取り組むものとする。

2 市は、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つよう、子どもの貧困問題に総合的に取り組むものとする。

（子どもの心身の健康づくり）

第15条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進が図られるよう、推進体制を整備するものとする。

2 市は、子ども自ら遊びかつ学ぶことができるよう、遊びの中で体を動かし多様な動きを身に付けていく運動遊びができる場の創出に努めるものとする。

3 市は、子どもが様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食生活への関心と意識の醸成に取り組むものとする。

第3節子どもが未来を築く機会づくり

（意見表明及び社会参加の促進）

第16条 市は、子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会及び仕組みを設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するため、子どもの意見を尊重し、主体的な活動を支援するものとする。

3 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流を促進するとともに、地域の行事等に参加する機会の充実に努めるものとする。

（甲府の歴史・文化の体験）

第17条 市は、子どもの郷土を愛する心が育まれるよう、甲府の歴史、文化、伝統及び自然に触れ親しむ体験の機会の提供に努めるものとする。

(未来への挑戦)

第18条 市は、未来を託す人材を育成するため、夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝える機会の創出に努めるものとする。

第4節推進体制

第19条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、子ども応援者との連携・協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

第20条 市は、子ども未来応援施策を推進するため、必要に応じて、本市の施策と連携・協働する者（次項において「子ども応援委員」という。）の意見聴取に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策の実施に向けた仕組みを構築するとともに、子ども応援委員が相互に連携し、当該施策を実施することができるよう、子ども応援会議（子ども応援委員で構成する会議をいう。）を設置する。

3 市は、子ども未来応援施策を推進するために必要な行政体制を整備する。

第4章子どもの相談・救済と権利支援体制の整備

(相談体制の充実)

第21条 市は、子ども及び子ども応援者が、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力について安心して相談できる体制の充実に努めるものとする。

2 市は、前項の相談を受けたときは、速やかに応ずるとともに、その相談の内容に応じた必要な支援を行うものとする。この場合において、継続して支援が必要なときは、次条に規定する甲府市子どもの権利擁護委員に報告するものとする。

(子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。

2 権利擁護委員の定数は、3人以内とする。

3 権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。

4 権利擁護委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の権利擁護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。

(権利擁護委員の職務)

第23条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行うこと。

(3) 前号の勧告、是正要請又は意見表明（以下「勧告等」という。）を受けて採られた措置の報告を求め、その状況を確認すること。

（勧告等に対する措置）

第24条 市は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市以外の者は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（見守り等の支援）

第25条 権利擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った後も、必要に応じて、子ども応援者及び関係機関と連携・協働し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

（独立性の確保と活動への協力）

第26条 市は、権利擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援する。

2 子ども応援者は、子どもの権利について必要な理解を深め、権利擁護委員の活動に協力するよう努めるものとする。

（公表）

第27条 権利擁護委員は、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。

2 権利擁護委員は、毎年その活動状況を市長に報告するとともに、公表するものとする。

（子どもの権利等の普及）

第28条 市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に規定する子どもの権利及びこの条例について、子どもにもわかるよう、その普及に努めるものとする。

第5章 雑則

（財政上の措置）

第29条 市は、子どもの育ちに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

令和2年6月29日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月条例第4号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき設置する甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(救済の申立て)

第3条 何人も、権利擁護委員に対し、子どもの権利の侵害について、文書又は口頭により救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、条例第22条第5項に規定する相談及び調査の専門員（以下「専門員」という。）が行う。

(調査)

第4条 権利擁護委員及び専門員（以下「権利擁護委員等」という。）は、申立てがあった場合は、当該申立てについて調査を行うものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容が明白な虚偽である場合
 - (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれていない場合
 - (3) 権利擁護委員等の行為に係るものである場合
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過している場合
 - (5) その他調査をすることが必要でないと権利擁護委員が認める場合
- 2 権利擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども若しくはその保護者以外の者からの申立てにより調査を行う場合又は自らの判断で調査を行う場合は、当該子ども又は保護者の同意を得るものとする。ただし、当該子どもが置かれている状況等から、権利擁護委員が同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

(調整)

第5条 権利擁護委員等は、必要があると認めるときは、子どもと市の機関又は市の機関以外の者との仲介をすること等により、子どもの権利の侵害を回復するための調整を行うものとする。

(勧告)

第6条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正の措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(是正要請)

第7条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関以外の者に対し、是正の措置を講ずるよう要請をすることができる。

(意見表明)

第8条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関等に対し、制度等の改善を行うよう意見を表明することができる。

(報告)

第9条 権利擁護委員は、第6条の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置又は制度の改善の状況について報告しなければならない。

3 権利擁護委員は、第7条の是正要請をしたときは、当該市の機関以外の者に対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた市の機関以外の者は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置の状況について報告するよう努めなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第10条 条例第27条第2項の規定による活動状況の報告及び公表は、年度ごとの相談件数、申立ての件数、調査の件数、勧告等に係る是正等の措置の状況報告の要旨その他権利擁護委員が必要と認める事項について行うものとする。

(甲府市子どもの権利擁護委員会議)

第11条 権利擁護委員は、次に掲げる事項を協議するため、甲府市子どもの権利擁護委員会議（以下「権利擁護委員会議」という。）を設置するものとする。

(1) 権利擁護委員の職務執行の方針に関すること。

(2) 子どもの権利の侵害について、その救済と回復に向けた方策に関すること。

(3) 活動状況の報告に関すること。

(4) その他権利擁護委員の協議により必要と認めること。

(代表権利擁護委員)

第12条 権利擁護委員会議に代表権利擁護委員を置き、権利擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 代表権利擁護委員は、会務を総理する。

3 代表権利擁護委員に事故があるときは、あらかじめその指名する権利擁護委員が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 権利擁護委員会議は、代表権利擁護委員が招集するものとする。

2 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、権利擁護委員以外の者を権利擁護委員会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門員の職務等)

第14条 専門員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 第3条の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、権利擁護委員が必要と認めること。

(身分証明書)

第15条 権利擁護委員等は、調査を行うときは、身分証明書(別記様式)を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第16条 権利擁護委員等は、職務を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 子どもやその関係者等の人権について十分に配慮し、職務を遂行すること。
- (2) 相談や申立て等の内容に応じ、関係機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 相談や申立てを行った者に不利益が生じないよう職務を遂行すること。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



「こうふPR大使 武田ハルくん」

甲府市子どもの権利擁護委員

令和7（2025）年度活動報告書
令和8（2026）年 5月 発行

事務局 甲府市 子ども未来部 子育て支援課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階⑥窓口

電 話 055-221-3011（直通）

055-237-1161（代表）

F A X 055-237-5356

メー ル aozora@city.kofu.lg.jp